

動物取扱業の適正化について（案）

中央環境審議会動物愛護部会
動物愛護管理のあり方検討小委員会

1. 検討の経緯

動物愛護管理法（昭和 48 年法律第 105 号）は、議員立法で制定され、その後、平成 11 年、17 年の 2 回にわたって、議員立法により改正されている。

平成 17 年改正法の附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成 18 年 6 月の改正法施行 5 年後に当たる平成 23 年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成 24 年の通常国会において法改正を行うこととなる。

課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めることとした。

同小委員会においては、平成 22 年 8 月から計〇回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行ってきたところであり、今般、動物取扱業の適正化について議論が一巡したことからこれを総括することとする。

2. 各論

(1) 深夜の展示・販売規制

生体の深夜展示や長時間の連続展示については、動物が受けるストレス等に関する科学的知見はまだ少ないが、科学的に解明されないと規制できないものではないと考える。すなわち、これから長い年月家族として寿命が尽きる時まで一緒に暮らそうという生き物を迎えるに当たり、利便性を追求して深夜に購入する必要はなく、きちんと時間を作って明るいうちに購入するのが動物愛護の精神に則ったあり方である。

生体展示時間については、動物のストレス等を考慮し、一定時間を越えないなどの措置が必要である。

規制の対象となる動物の種については、現時点の動物取扱業の対象であるは虫類までとすることも考えられるが、取り締まり等の実効性を考慮すると犬猫に絞るという選択肢もある。

規制の具体的数値については、明確な根拠を持たずに情緒的に決めることへの疑念もあるが、社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮

すると 20 時以降の生体展示は禁止すべきである（数値及び規制手法については引き続き検討）。

【参考資料 1：第 4 回小委員会資料 1「深夜販売・販売時間について」… 1

（2）移動販売

移動販売そのものを禁止することは憲法との関係を踏まえると困難と考えられるが、移動や騒音等の動物へのストレス、給餌・給水が困難、病気になっているのに手当されない、子犬が疲れる、空調設備が不十分、さまざまな日常的なケアが困難、移動販売先の地域における感染症蔓延のおそれがある等、動物の健康と安全に支障が出ているという実態がある。移動販売のイベント終了間際に、販売してしまいたい業者側の思惑により、安易に購入してしまう消費者も存在すると考えられる。売れ残りの動物を販売する場にもなっている、等の理由により移動販売は厳しく規制する必要がある。

規制の具体的な方法については、トレーサビリティ、アフターケア、感染症の問題等が担保できることが必要であり、告示等で移送や保管の際に守るべき基準を具体的に記載することが適切である。

【参考資料 2：第 4 回小委員会資料 2「移動販売・インターネット販売・オークション市場について」… 7

（3）インターネット販売

インターネット販売そのものを禁止とすることは憲法との関係を踏まえると困難と考えられるが、販売者も飼い主も現物確認をしないという問題があり、苦情も多いこと、また移動の問題から、規制が必要である。具体的には、対面販売・対面説明・現物確認を義務づける規定が必要であり、また、これを遵守させるためには、地方公共団体がどうしたらよいのかということも検討する必要がある。

【参考資料 2：第 4 回小委員会資料 2「移動販売・インターネット販売・オークション市場について」… 7

（4）オークション市場

動物取扱業として法律の体系の中を含め、基準や監視する仕組みの構築が必要である。

具体的には、オークション市場に参加する業者が動物取扱業の登録業者であるかどうかの確認ができる仕組みを構築することや市場を公開することなど透明性を確保することが必要である。特にインターネットオークションについては、参加者が登録業者かどうかの確認が困難であり、その確認が

73 できるしくみづくりが必要である。

74 また、遺伝的な異常は必ずしも子犬のときに出るわけではなく、一定程
75 度成長した後に発現する場合があるなど動物取扱業全体としてトレーサビ
76 リティーの確保は重要であるが、特にオークション市場ではトレーサビリテ
77 ィーの確保に対するより一層の取組が必要である。

78 【参考資料2：第4回小委員会資料2「移動販売・インターネット販売
79 ・オークション市場について】…7

81 (5) 犬猫幼齢動物の販売日齢

82 適切な社会化がなされていない犬や猫を親兄弟姉妹等から引き離すと、
83 成長後の嘔み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まる。このこ
84 とについては、犬と人間が密接な社会的関係を作るための理想的な時期は、
85 6週齢から8週齢の間である等の報告があることに加え、海外でも米国や英
86 国で8週齢未満の犬の販売が禁止されている。こうした科学的知見や海外に
87 おける規制を踏まえると具体的数値に基づく取組みの強化が必要である。

88 具体的な数値については、業界が自主規制で目指している45日齢、科学
89 的根拠(ペンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果)
90 のある7週齢(49日齢)、海外に規制事例のある8週齢(56日齢)に意見が
91 分かれている。

92 強化の手法については、強制力のあるものにすべきという意見が強かった
93 一方で、現在の業界による自主規制はかなりよく機能しているとの見方もあ
94 り、まずはこの自主規制をもう少し充実させ、さらに次の法改正時での規制
95 導入を目指すべきとの意見もあった。

96 【参考資料3：第4回小委員会資料3「犬猫幼齢動物の販売日齢について】…33

98 (6) 繁殖制限措置

99 いわゆるパピーミルと呼ばれる大量繁殖施設の倒産など繁殖に使ってい
100 たと考えられる犬の遺棄が話題となった事例がある。これらの繁殖犬は繰り返
101 返しの繁殖による母体への健康影響が懸念される。様々な犬種を作り出して
102 きたイギリスやドイツにおいては、最初の繁殖可能年齢や、生涯における繁
103 殖回数が5～6回までというふうに規定されており、これらの国々を参考と
104 して、母体への健康影響が大きい繰り返し繁殖を規制する仕組みを導入すべ
105 きである。

106 一方で、犬種によっても適切な繁殖の時期や頻度が異なることから、一
107 律の規制が困難であり、業界の自主規制に任せるべきであるとの意見もある。

108 【参考資料4：第4回小委員会資料4「繁殖制限措置について】…53

109

110 (7) 飼養施設

111 総論として何らかの規制の導入が必要であるとの認識が共有されたが、
112 具体的には次のような意見があった。

- 113 ・ 数値基準については、可能な限り科学的根拠に基づいて入れるべき
114 であり、専門的な知見を持つ委員で構成される委員会において、議論
115 をすべき。
- 116 ・ 法律ではなくて告示やガイドラインなどを作り、それをもとに行政
117 が改善指導できるような仕組み、可能であれば罰則等も連動した形が
118 良い。
- 119 ・ 数値化に当たっては、高い目標数値ではなく、最低限許容する数値
120 を設定すると同時に、推奨数値も必要。
- 121 ・ ケージの大きさについては、適正なケージサイズに関する科学的根
122 拠はないと考えられるとともに、種類ごとによって大きさも習性も違
123 うので一律な基準値の設定は困難。
- 124 ・ 客観的な指標例として国際獣疫事務局(OIE)の規定にもあるアンモニ
125 ア濃度が考えられ、これを象徴的指標として用いるべき。
- 126 ・ 騒音や温度、湿度など多角的に数値化した方がよい。

127 【参考資料5：第4回小委員会資料5「飼養施設について」…57

128

129 (8) 業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者）

130 動物愛護管理法第2条で「動物が命あるものであることにかんがみ」とな
131 っていることや動物の福祉の観点から、死んだ動物を含めることは、法律の
132 目的にそぐわない。また、生きている動物を飼育している人に基準を遵守さ
133 せるために奔走している自治体に、新たな業者の監視を任せるとは、監視
134 体制の実効性の低下を招くことが予想される。現在でも、地域の実情に応じ
135 て条例による指導監督が行われているところである。

136 一方で、生命倫理の観点からすると、葬送はその理念の中に入ってくると
137 考えられるとの意見もある。

138 【参考資料6：第8回小委員会資料1「業種追加の検討「動物の死体火葬・
139 埋葬業者」について」…63

140

141 (9) 業種追加の検討（両生類・魚類販売業者）

142 両生類及び魚類を業に含めることは、行政の側にも両生類及び魚類に関
143 しての苦情や問題点がほとんどないことや飼えなくなった場合の放流等の
144 問題は、取扱業サイドの問題ではなく飼い主側の問題が大きいと考えられ

ることから現時点では時期尚早と考える。仮に法で規制するとした場合、
どれだけ実効性が上がるかどうかについても考える必要がある。

魚類や両生類は遺棄が多く生物多様性の保全に影響することから規制
の対象とすべきとの意見、生物多様性という概念を入れると、昆虫等、幅
が広くなり過ぎ、入れることに違和感があるとの意見もある。

【参考資料 7 : 第 8 回小委員会資料 2 「業種追加の検討「両生類・魚類販売業者」
について】…71

(10) 業種追加の検討（老犬・老猫ホーム、動物愛護団体）

長期的に動物をケアして対価を得る事業については、何らかの規制が必要
と考えられることから、老犬・老猫ホームについては、業種追加（動物取
扱業として法律の体系に含めること）を行う必要がある。その際には、動物
取扱業の現在のカテゴリー以外の可能性や例外規定についても検討する必
要がある。

動物愛護団体については、何らかの規制が必要であることについては概
ね共有されているが、公益性等を考慮して一般的な動物取扱業者とは異なる
取扱いが求められる。

【参考資料 8 : 第 8 回小委員会資料 3 「業種追加の検討「老犬・老猫ホーム」
について】…73

【参考資料 9 : 第 8 回小委員会資料 4 「業種追加の検討「動物愛護団体」
について】…77

(11) 関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討）

種の保存法等の動物関連法令に違反した際の登録拒否・取消要件を追加
すべきである。現行の「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細
目」第 6 条第 5 項でも取引相手が動物関連法令に違反していないことを聴取
する規定があることから、この部分をもう少し活用した形で欠格事由をもつ
と厳しくすることが可能と考える。その場合、関連法令は動愛法の法目的の
観点から選定すべきである。

【参考資料 10 : 第 9 回小委員会資料 1 「関連法令違反時の扱い】…85

(12) 登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討）

現行法でも違反していれば取消しできる条文となっており、より発動し
やすくなるよう、例えば「虐待」の判断を獣医師等の専門家が行うなど運用
面の工夫が必要である。

【参考資料 11 : 第 9 回小委員会資料 2 「登録取消強化】…91

181

182 (13) 業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）

183 現状でも業者が遵守すべき細目が守られていない動物園があるなど、違
184 法行為等がまだ存在していることを考慮すると、現在の規制を緩和する必要
185 はない。

186 教育や公益目的での動物飼育など営利目的でない動物取扱については、
187 別の規定化の可能性などを検討する必要がある。

188 【参考資料 1 2 : 第 9 回小委員会資料 3 「業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）」…103

189

190 (14) 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）

191 総論としては、動物取扱責任者研修を実質的に意義のあるものにするた
192 めの実施方法の工夫が必要であるというものであるが、次のような例が検討
193 事項として考えられる。

- 194 ・ （社）日本動物園水族館協会加盟の動物園・水族館や、動物病院に付
195 帯するペットホテルへの責任者設置義務規定は外してもよい。
- 196 ・ 動物園水族館や動物病院への責任者設置義務規定は動物園であるか
197 らといっても飼育のプロとは思えない園もあり、責任者設置義務規定
198 を外す必要性はない。
- 199 ・ 研修の回数（現行法は年 1 回の受講義務、施行規則で 1 回当たり 3
200 時間）の緩和は、代替措置次第と考える。

201 【参考資料 1 3 : 第 9 回小委員会資料 4 「動物取扱責任者研修の緩和」…117

202

203 (15) 販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討）

204 生体販売市場で、安価なハムスターなどが粗雑に扱われていたことや外
205 来生物の問題が各地で発生していることなどから、販売時の説明義務は重要
206 であり、緩和をすることは適当でない。野生の小鳥、鳥類の場合における原
207 産国・国内繁殖の有無、生産地や生産者の情報など、さらに厳しくし、きち
208 んと明記させるべき項目も存在する一方で、文章のみで口頭説明を省略する
209 項目や、小鳥・小動物・爬虫類について少ない説明で可とする部分があつて
210 もよいとの意見など、説明項目についてきめ細やかな検討をすべきである。

211 【参考資料 1 4 : 第 9 回小委員会資料 5 「販売時説明義務の緩和」…145

212

213 (16) 登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）

214 許可か登録かという名称に関わらず、現在の登録制度は実質的には許可
215 制として位置付けられるものと考えられることから、実質的な規制の内容に
216 ついて検討を深める必要がある。

217 (現在の動物愛護管理法における登録制度については、既に登録の拒否及び
218 取消という概念があるなど、許可制と同等レベルの規制である。)

219 【参考資料 15 : 第 13 回小委員会資料 1「動物愛護管理法における取扱業規制の推移」】

220 ……151

221